

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産  
定額法又は旧定額法を採用している。  
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、  
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産  
定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—常勤職員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上するものとする。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員の共済制度による。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業、公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は当法人では、複数拠点を実施していないため作成していない。
- (4) 稗田保育園拠点における計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (5) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3⑩）
- (6) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3⑪）は省略している。
- (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア. 稗田保育園拠点（社会福祉事業）
    - 「本部」
    - 「稗田保育園」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	35,000,000	0	0	35,000,000
建物	215,216,982	0	9,433,588	205,783,394
合 計	250,216,982	0	9,433,588	240,783,394

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	35,000,000円
建物(基本財産)	186,651,065円
計	221,651,065円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	49,728,000円
計	49,728,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	256,865,658	51,082,264	205,783,394
小計	256,865,658	51,082,264	205,783,394
その他の固定資産			
建物	10,049,000	3,758,157	6,290,843
構築物	37,506,369	24,872,747	12,633,622
機械及び装置	7,409,360	1,712,178	5,697,182
器具及び備品	21,034,474	18,546,760	2,487,714
小計	75,999,203	48,889,842	27,109,361
合計	332,864,861	99,972,106	232,892,755

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者	久松 市子他1名	北諸県郡三股町榎山4224	-	当法人理事長	-	-	-	土地の賃借(注1)	2,460,000	土地建物賃借料	2,460,000
						-	-	借入金		役員等借入金	15,500,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 施設敷地用地として使用しており、近隣の地代を参考にした価格によっている。

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

・当法人の稗田保育園は、平成31年4月1日より、保育所型認定こども園に移行している。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし